

障害者就労施設パートナー企業認定等実施要領

1 目的

障害者就労施設の工賃向上を推進するため、障害者就労施設からの物品の調達や障害者就労施設への販売機会の提供等（以下「物品の調達等」という。）に積極的に取り組むものを、毎年度、前年度の物品の調達等の実績に基づき、県が認定等をし、障害福祉分野における企業等の社会貢献活動を促進する。

2 用語の定義

- (1) 障害者就労施設とは、県内で障害者就労継続支援B型事業及び生活介護事業を行う事業所をいう。
- (2) この要領に基づき、事業所から推薦があった企業のうち、別表1の「区分」の欄「認定」の各実績があることを県が認定した企業を、「プレミアムパートナー企業」、「パートナー企業」という。別表1の「区分」欄「推薦」の実績がある企業を「サポーター企業」という。
- (3) 「物品等の購入」とは、障害者就労施設が販売する物品や提供するサービスを購入することをいう。
- (4) 「業務委託」とは、障害者就労施設に業務を委託することをいう。
- (5) 「販売機会の無償提供」とは、障害者就労施設に対して敷地や施設の一部を無償で使用させ、県民に対して販売する機会を提供することをいう。
- (6) 「受託販売、業務のあっせん・仲介」とは、障害者就労施設が販売する物品の販売業務を受託し又は障害者就労施設への業務委託をあっせん・仲介し、当該物品の売上額又は業務の委託費から、販売又はあっせん・仲介に係る経費（以下「販売等手数料」という。）を差し引いて当該施設に支払うことをいう。

3 認定等の要件

- (1) 県内に事業所を有する法人又は県内に住所を有する個人若しくは団体であること。
- (2) 物品の調達等に積極的に取り組む意欲があること。
- (3) プレミアムパートナー企業、パートナー企業、サポーター企業はそれぞれ前年度において別表1で定める基準を満たす実績（推薦した各事業所の合計額又は合計回数）があるものとする。
- (4) 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらが事業活動を支配する法人その他の団体でないこと。

4 手続き

- (1) プレミアムパートナー企業、パートナー企業、サポーター企業は

次に掲げるものとする。

- ア 障害者就労施設が推薦するもの
- イ その他知事が認めるもの

(2) 障害者就労施設がプレミアムパートナー企業、パートナー企業、サポーター企業を推薦する場合は、障害者就労施設パートナー企業等推薦書（様式第1号）（以下「推薦書」という。）を知事に提出するものとする。

(3) 推薦書は、毎年度定める期間までに知事に提出するものとする。

(4) 知事は、推薦書の1推薦区分において「プレミアムパートナー企業」及び「パートナー企業」として推薦を受けたものについて、要件を満たす場合は様式第2号により、満たさない場合は様式第3号により通知する。なお、推薦区分において「サポーター企業」として推薦を受けた場合は通知を省略する。

5 公表する内容及び方法

4(2)で推薦を受けた企業の取組の内容等を県ホームページに掲載する。

6 認定証の交付

「プレミアムパートナー企業」及び「パートナー企業」に対し、認定証（参考様式）を交付する。認定証の交付方法は別表2に定めるとおりとする。

【別表 1】

区分		実績
認定	プレミアム パートナー企業	ア～エのいずれかの実績があること。 ア 物品等の購入 総額 50万円以上 イ 業務委託 総額100万円以上 ウ 販売機会の無償提供 年 40回以上 エ 受託販売、業務のあっせん・仲介 総額 500万円以上（販売等手数料を除く）
	パートナー企業	オ～クのいずれかの実績があること。（プレミアム パートナー企業を除く。） オ 物品等の購入 総額 15万円以上 カ 業務委託 総額 30万円以上 キ 販売機会の無償提供 年 15回以上 ク 受託販売、業務のあっせん・仲介 総額 250万円以上（販売等手数料を除く）
推薦	サポーター企業	上記に該当せず、物品の購入、業務委託、販売 機会の無償提供又は受託販売、業務のあっせん・ 仲介の実績があるもの。

ただし、以下（１）～（３）の調達は、上記別表 1 の実績に含めない。

- （１） 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づく調達
- （２） 支配従属関係を有する自法人又は関連会社による調達
- （３） 発注元が障害者就労施設等である場合の調達

【別表 2】

プレミアム パートナー企業	隔年で、 ・「障害者就労施設プレミアムパートナー企業認定証交付式」（以下「交付式」という。）にて交付する。 ・前年度に、交付式の対象となった企業には、郵送にて交付する。 ※交付式に出席できない場合は郵送にて交付する。
パートナー企業	郵送にて交付する。

付 則

この要領は、令和 5 年 7 月 2 8 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 6 年 7 月 2 3 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 3 日から施行する。